

手数料に関する規則の一部改正について

1. 手数料に関する規則（平成 16 年 5 月 6 日通知）

（下線部変更）

新	旧
<p>（DVP 決済手数料）</p> <p>第 4 条 （略）</p> <p>2 前項の DVP 決済手数料は、当社が、当該 DVP 参加者から業務方法書第 40 条第 2 項の規定により清算対象取引に基づく債務の引受けを行った場合における当該清算対象取引の件数に <u>20 円</u> を乗じて得た金額とする。</p> <p>3 当社は、必要があると認めた場合には、取締役会の決議により、当該取締役会の決議の日の属する事業年度中の当社が定める期間について、前項に規定する清算対象取引の件数に <u>乗すべき金額を 20 円未満</u> に変更することができる。</p>	<p>（DVP 決済手数料）</p> <p>第 4 条 （略）</p> <p>2 前項の DVP 決済手数料は、当社が、当該 DVP 参加者から業務方法書第 40 条第 2 項の規定により清算対象取引に基づく債務の引受けを行った場合における当該清算対象取引の件数に <u>25 円</u> を乗じて得た金額とする。</p> <p>3 当社は、必要があると認めた場合には、取締役会の決議により、当該取締役会の決議の日の属する事業年度中の当社が定める期間について、前項に規定する清算対象取引の件数に <u>乗すべき金額を 25 円未満</u> に変更することができる。</p>

2. 附 則

この改正規定は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

以 上